



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。調査票
情報の秘密の保護に
万全を期します。

調査員記入欄

地区 番号			単位区 番号		世帯 番号		世帯員 番号		確認欄
----------	--	--	-----------	--	----------	--	-----------	--	-----

秘

公的年金加入状況等調査調査票

●●調査のご協力のお願い●●

- この調査は、国民年金・厚生年金・共済年金（まとめて「公的年金」といいます）の加入状況等について、全国から無作為抽出により選ばれた世帯（約9万世帯）を対象として実施するものです。
- お答えいただいた内容は、統計資料の作成以外に使用することは法律で禁じられており、例えば保険料や税金の徴収などに使用することはありませんので、ご安心してありのままをお答えください。
- この調査は、より詳しい統計資料を作成するため、厚生労働省が既に実施した「国民生活基礎調査」の調査地区から対象世帯を選ぶ方法をとっています。したがって、繰り返しの調査のお願いとなってしまいますが、今後の年金事業の運営や年金制度の議論に必要な資料となりますので、ご協力をお願いいたします。

●●ご回答の方法●●

- 平成25年10月31日時点で15歳以上の方のみお答えください。
- 世帯員一人ごとにそれぞれ調査票を記入してください。
- 各問については、現在（平成25年10月31日時点）の状況をお答えください。
- 当てはまる番号に○（問12-1、問15及び問24から問26については最も主要なものには◎）を付けてください。その他所要の箇所に文字・数字を記入してください。
- できるだけ黒のボールペンで記入してください。

～～～ 在学状況、就業状況についてお伺いします ～～～

問1

あなたは学生ですか。

1. 学生である

2. 学生でない

問2

あなたの就業形態について、当てはまるものを1つだけ選んでください（学生の方も回答してください。）

1. 自営業主（個人経営の商店主や農業主など）
2. 家族従業者（自営業主の手伝い）
3. 会社員（会社役員やパート・アルバイトも含む）または公務員等
4. その他の働き方（内職、日雇労働・臨時のアルバイトなど）
5. 特に働いていない

「5」を選んだ方

問11へお進みください。

問3

あなたの勤務先（派遣社員の場合は派遣元の事業所）や経営する店・事業などの業種について当てはまるものを**1つだけ**選んでください。（問2で「4」を選んだ方は、その仕事の業種について当てはまるものを選んでください。）

1. 農林水産業
2. 鉱業、採石業、砂利採取業
3. 建設業
4. 製造業
5. 電気・ガス・熱供給・水道業
6. 情報通信業
7. 運輸業、郵便業（鉄道会社、倉庫会社、飛行場、貨物運送業者など）
8. 卸売・小売業（コンビニエンスストア、ドラッグストア、商社、ガソリンスタンドなど）
9. 金融・保険業（銀行、ゆうちょ銀行、生命保険会社、かんぽ生命保険など）
10. 不動産業、物品賃貸業（不動産賃貸会社、マンション管理会社、リース会社など）
11. 学術研究、専門・技術サービス業
12. 飲食店・宿泊業
13. 生活関連サービス業、娯楽業
14. 教育・学習支援業（図書館、博物館、美術館、動物園、各種学校など）
15. 医療・福祉
16. 複合サービス事業
17. 職業紹介・労働者派遣業（職業紹介業、派遣会社など）
18. その他の対事業所サービス業
19. 修理業（自動車整備関係など）
20. 廃棄物処理業（ごみ収集運搬業、清掃事業所など）
21. 政治・経済・文化団体
22. その他のサービス業
23. 公務

(問3の回答にあたって)

○ サービス関連事業は以下のとおり分類されます。

・「11. 学術研究、専門・技術サービス業」

学術・開発研究機関、法律事務所、公認会計士事務所、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、通訳業、広告業、獣医業、土木建築サービス業など

・「13. 生活関連サービス業、娯楽業」

洗濯業、美容業、浴場業、旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業、劇場、スポーツ施設提供業、遊園地、遊戯場など

・「16. 複合サービス事業」

協同組合（農協、漁協など）など

・「18. その他の対事業所サービス業」

速記・ワープロ入力・複写業、ビルメンテナンス業、警備業、ディスプレイ業など

・「22. その他のサービス業」

宗教、集会場（県民会館、文化会館など）、外国公務（大使館、領事館など）など

○ 「23. 公務」には国家公務（国会、裁判所、中央官庁、その地方支分部局など）や地方公務（県議会、都道府県庁、市区役所、町村役場、教育委員会など）が分類され、官公署の部局はその事業内容で分類されます。

【例】 森林管理署 → 「1. 農林水産業」
水道局 → 「5. 電気・ガス・熱供給・水道業」
交通局 → 「7. 運輸業、郵便業」
日本銀行 → 「9. 金融・保険業」
国立印刷局 → 「4. 製造業」

○ 郵便局に勤務している方は、勤務先の郵便局が行っている業務に応じて、事業の種類を選択してください。

【例】 郵便業務のみを行っている郵便局 → 「7. 運輸業、郵便業」
郵便業務や銀行窓口業務など複数のサービスの提供を行っている郵便局 → 「16. 複合サービス事業」

○ 勤務している会社に、複数の事業所がある場合は、実際に勤務している事業所の事業の種類を選択してください。

【例】 本社 → 「4. 製造業」
第2工場 → 「4. 製造業」
物流センター → 「7. 運輸業、郵便業」
営業所（製品の販売） → 「8. 卸売・小売業」
研究所 → 「11. 学術研究、専門・技術サービス業」

問4

あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）や経営する店・事業などについて、当てはまるものを**1つだけ**選んでください。

1. 法人
2. 法人でない（個人事業所）
3. 国・地方公共団体
4. その他

問5

あなたの勤務先の事業所（派遣社員の場合は派遣元の事業所）などの従業員の規模について、当てはまるものを**1つだけ**選んでください。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 1～4人 | 2. 5～29人 |
| 3. 30～99人 | 4. 100～299人 |
| 5. 300～499人 | 6. 500～999人 |
| 7. 1000～4999人 | 8. 5000人以上 |
| 9. その他 | |

次の問6～問10は、問2で「3」を選択した方（会社員または公務員等）にお伺いする質問です。《複数の事業所に勤務している方は、主な勤務先における状況についてお答えください。》

◎ 問2で「3」以外を選択した方は、問1.1へお進みください。

問6

1か月あたりの労働日数、1週間あたりの労働時間はおよそどれくらいですか。それぞれおおむねの日数、時間について当てはまるものを**1つだけ**選んでください。

(1) 1か月あたりの労働日数

- | | | | | |
|---------|----------|-----------|-----------|----------|
| 1. 5日以下 | 2. 6～10日 | 3. 11～15日 | 4. 16～20日 | 5. 21日以上 |
|---------|----------|-----------|-----------|----------|

(2) 1週間あたりの労働時間

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1. 10時間未満 | 2. 10～15時間未満 | 3. 15～20時間未満 |
| 4. 20～25時間未満 | 5. 25～30時間未満 | 6. 30～35時間未満 |
| 7. 35～40時間未満 | 8. 40時間以上 | |

問7

あなたの勤務先（派遣社員の場合は派遣先の事業所）での呼称について、当てはまるものを**1つだけ**選んでください。

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. 正社員・従業員 | 2. パート・アルバイト |
| 3. 労働者派遣事業所の派遣社員 | 4. 契約社員・嘱託 |
| 5. その他 | |

公的年金の加入状況の確認について

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方は国民年金に加入する義務があり、「第1号被保険者」、「第2号被保険者」または「第3号被保険者」のいずれかに区分されます。

- 第1号被保険者：自営業者や学生等
 - 国民年金保険料の免除、納付猶予を受けている方も、第1号被保険者として加入しています。また、上記以外で国民年金に任意加入している方もいます。
- 第2号被保険者：厚生年金の加入者（会社員）や共済組合の加入者（公務員等）
- 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

- 20歳未満で働いている方は厚生年金か共済組合に加入しています（一部の方について加入していない場合もあります）。
- 60歳以上で働いている方は厚生年金か共済組合に加入しています（一部の方について加入していない場合もあります）。また、国民年金に任意加入している方もいます。
- 国民年金（第1号・第3号）・厚生年金の全ての加入者に、これまでの年金加入記録や年金に関する情報を「ねんきん定期便」として定期的（毎年誕生月）にお送りしており、これにより現在までの加入状況が確認できます。

（ねんきん定期便） <表面>

<裏面>

ここで、最近の国民年金（第1号・第3号）・厚生年金への加入状況が分かります。問11の回答は、直近の加入状況を参考にしてください。

問 1 1

あなたの公的年金への加入状況として、当てはまるものを次の中から**1つだけ**選んでください。**(加入状況については、前ページを参考にしてください)**

【20歳未満の方】次の1～3の中から選んでください。

1. 厚生年金に加入している第2号被保険者である（会社員）
2. 共済組合に加入している第2号被保険者である（公務員、私立学校の教職員）
3. 公的年金の被保険者ではない

【20歳以上60歳未満の方】次の11～17の中から選んでください。

11. 国民年金に加入している第1号被保険者である
12. 国民年金の任意加入被保険者である
13. 厚生年金に加入している第2号被保険者である（会社員）
14. 共済組合に加入している第2号被保険者である（公務員、私立学校の教職員）
15. 配偶者が厚生年金に加入している第3号被保険者である
16. 配偶者が共済組合に加入している第3号被保険者である
17. 公的年金の被保険者ではない

「17」を選んだ方にお伺いします。

問 11-1 公的年金に加入していない状況として当てはまるものを選んでください。

1. 国民年金第1号被保険者の届出をしていない
2. 国民年金第3号被保険者の届出をしていない
3. その他

【60歳以上の方】次の21～24の中から選んでください

21. 国民年金の任意加入被保険者である
22. 厚生年金に加入している第2号被保険者である（会社員）
23. 共済組合に加入している第2号被保険者である（公務員、私立学校の教職員）
24. 公的年金の被保険者ではない

注：65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者で厚生年金に加入している方は「22」を、共済組合に加入している方は「23」を選択してください。

「24」を選んだ方にお伺いします。

問 11-2 公的年金に加入していない方について、当てはまるものを選んでください。

1. 公的年金（恩給を含む）を受給している
2. 公的年金の受給開始年齢を待っている
3. 公的年金を受給する権利はあるが、受給の繰下げをするので、まだ受給していない
4. 公的年金（恩給を含む）を受給できる年数を満たしていない

次の問12から問13は、問11で「17」を選択した方（20歳以上60歳未満で公的年金の被保険者でない方）にお伺いする質問です。

◎ 問11で「17」以外を選択した方は、問14へお進みください。

問12 公的年金に加入していない理由を次の中から**1つだけ**選んでください。

1. 既に老齢（退職）年金（恩給を含む）を受ける権利があるから
2. 加入の届出をする必要はないと思っていたから
3. 忙しくて届け出る暇がなかったから
4. うっかり届出を忘れていたから
5. 制度の仕組みを知らなかったから
6. 加入したくないから
7. その他

「6」を選んだ方にお伺いします。

問12-1 公的年金に加入したくない理由について、最も当てはまるものには◎（1つのみ）を、その他に当てはまるものがあれば○（2つまで）をつけてください。

1. 保険料が高く、経済的に納めるのが困難だから
2. 納める保険料に比べて、もらえる年金額が少ないと思うから
3. 公的年金をもらわなくても、他の収入や貯蓄などで暮らしていけると思うから
4. これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえないと思うから
5. もらえる年金額がわからないから
6. 年金制度の将来が不安だから
7. 納めた保険料がどのように使われているのかよくわからないから
8. 自分以外にも加入せず保険料を納めていない人がいるので加入する必要はないと思うから
9. その他

次の問13は、問12で「2」～「7」を選んだ方にお伺いします。

問13 今後、公的年金に加入する意思はありますか。

1. 加入する意思がある
2. 加入する意思はない

～～～ 生命保険・個人年金への加入状況についてお伺いします ～～～

問 1 4	あなたは生命保険または個人年金に加入していますか。当てはまるものを選んでください。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 生命保険にのみ加入 2. 個人年金にのみ加入 3. 生命保険、個人年金の両方に加入 4. どちらにも加入していない 	

～～～ 老後の生活設計についてお伺いします ～～～

問 1 5	老後（おおむね65歳以降の生活）を過ごすためにどのような収入を考えていますか。（65歳以上の方は、今現在どのような収入がありますか。）最も主要なものには◎（1つのみ）、その他に主要なものがあれば○（2つまで）をつけてください。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金） 2. 貯蓄・退職金の取り崩し 3. 資産の運用（株式投資・アパート経営等） 4. 個人年金（民間保険会社・かんぽ生命保険等） 5. 企業年金（厚生年金基金、企業年金基金等） 6. 国民年金基金・個人型の確定拠出年金 7. 自分で働く 8. 配偶者や子供に期待 9. 生活保護 10. 考えていない 11. その他 	

～～～ 年金制度についてお伺いします ～～～

問 1 6	20歳以上60歳未満の国民は公的年金に加入し、保険料を納付しなければならない（保険料を免除されている方や第3号被保険者を除く）ことをご存じでしたか。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 知っていた 2. 知らなかった 	

問 1 7	国民年金では、経済的に保険料を納めることが困難な場合は、市区町村の窓口申請することにより、保険料の全部又は一部が免除される仕組みがあることをご存じでしたか。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 知っていた 2. 知らなかった 	

問 1 8	公的年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で障害が残ったときにもらえる障害年金があることをご存じでしたか。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 知っていた 2. 知らなかった 	

問 1 9	公的年金には、老齢年金や障害年金のほか、一家の働き手が亡くなったときにももらえる遺族年金があることをご存じでしたか。
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 2 0	老齢基礎年金（老後にももらえる国民年金と厚生年金・共済年金の一階部分）を受け取るためには、公的年金に加入し、保険料を納めた期間と免除されていた期間等の合計が25年以上必要となることをご存じでしたか。（なお、平成27年10月以降は必要となる期間の合計は10年に短縮される予定です。）
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 2 1	公的年金は、民間の個人年金とは異なり、物価や国民生活水準の変動に応じて年金額が改定され、もらえる年金の実質的な価値がなるべく目減りしないような仕組みが取られていることをご存じでしたか。
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 2 2	全国民共通の基礎年金（国民年金と厚生年金・共済年金の一階部分）は、民間の個人年金とは異なり、年金額の1/2は国が負担していることをご存じでしたか。
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 2 3	基礎年金の財政は、国民年金、厚生年金、共済年金など全ての公的年金制度の加入者の負担で支えられていることをご存じでしたか。
1. 知っていた	2. 知らなかった

問 2 4	公的年金についてどのようなことが知りたいですか。最も知りたいことには◎（ 1 つのみ ）を、その他に知りたいことがあれば○（ 2 つまで ）をつけてください。
1. 自分がもらえる年金額の見込み 2. 年金の保険料について 3. 年金をもらう権利を得るための条件 4. 自分の被保険者記録 5. 公的年金と民間の個人年金の違い 6. 年金の手続き（免除、年金の請求、転退職時の手続き等） 7. 公的年金の制度の仕組み 8. 公的年金財政の現状と将来の見通し 9. 年金相談の場所 10. その他	

問 2 5

国民年金に加入する義務がありながら、加入手続きをしない人に対する国の対策についてどう思いますか。あなたの考えに最も当てはまるものに◎ (1つのみ) を、その他に当てはまるものがあれば○ (1つまで) をつけてください。

1. 国民年金の制度の意義・役割や有利な点について分かりやすく広報し、自主的な届出を促すべき
2. 転業、転職時など加入手続きが必要なときは、個人にお知らせし加入勧奨するまでの期間を短縮するなど、加入への働きかけをもっと早く行うべき
3. 加入していない人は強制加入させ、保険料を徴収すべき
4. 加入していない人からは、罰金をとるなどのペナルティーを課すべき
5. 加入していない人の年金額は減額されるので、加入しない者がいても仕方がない
6. その他

問 2 6

国民年金に加入しながら、保険料を納めない人（保険料を免除されている方や第3号被保険者を除く）に対する国の対策についてどう思いますか。あなたの考えに最も当てはまるものには◎ (1つのみ) を、その他に当てはまるものがあれば○ (1つまで) をつけてください。

1. 国民年金の制度の意義・役割や有利な点について分かりやすく広報し、納付を促すべき
2. 経済的に保険料を納めることが困難な場合は、保険料が免除される制度があることをもっと周知すべき
3. 保険料を納めない人に対しては、もっと早く強制徴収（財産差押え）を行うべき
4. 保険料を納めない人は、税の軽減措置（生命保険料控除）の対象外とすべき
5. 保険料を納めない人には、免許証やパスポートを発行しないなどのペナルティーを課すべき
6. 保険料を納めない人の年金額は減額されるので、納めない人がいても仕方がない
7. その他



裏に続きます

最後に、調査結果を統計的に分析するための基本情報をお伺いします。

(F1) あなたの性別

1. 男	2. 女
------	------

(F2) あなたの生年月日

1. 明治	2. 大正	年	月	日
3. 昭和	4. 平成			

(F3) あなたの配偶の関係

1. 配偶者と同居している。	→ 配偶者の世帯員番号	[]
2. 配偶者はいるが別居している。		
3. 配偶者はいない。		

この数字を記入してください
厚生労働省

調査員記入欄

配偶者の方の調査票	単位区番号	世帯番号	世帯員番号	確認欄
-----------	-------	------	-------	-----

(秘) 公的年金加入状況等調査調査票

●●調査のご協力をお願い●●

- この調査は、国民年金・厚生年金・共済年金（まとめて「公的年金」といいます）の加入状況等について、全国から無作為抽出により選ばれた世帯（約9万世帯）を対象として実施するものです。
- お答えいただいた内容は、統計資料の作成以外に使用することは法律で禁じられており、例えば保険料や税金の徴収などに使用することはありませんので、ご安心してありのままをお答えください。
- この調査は、より詳しい統計資料を作成するため、厚生労働省が既に実施した「国民生活基礎調査」の調査地区から対象世帯を選ぶ方法をとっています。したがって、繰り返しの調査のお願いとなってしまいますが、今後の年金事業の運営や年金制度の議論に必要な資料と

(F4) あなたのご氏名

ご氏名は、ご回答内容に不明な点がある場合などに確認させていただくため、念のためにご記入いただくものであり、他の目的に使用されることは絶対にありません。この調査票が厚生労働省や日本年金機構へ返送される際は、ご氏名の部分は切り離されます。

(調査員が確認後、切り離します。)

フリガナ	
氏名	

ご協力ありがとうございました。